



発行 税理士法人 中央総研

桑名市大福 406-1

TEL 0594-23-2448

FAX 0594-23-3303

E-mail: sasaya@cri-sasaya.com

URL: http://mie-cri.com



トランプ米大統領 2.0 — マッドマン・セオリー — (その2)

【はじめに】

先月号で、下記の通り、記載しました。

2025/1/20、米国のドナルド・トランプ氏が4年ぶりに大統領に返り咲きました。米国の大統領在任期間は4年間です。第2次トランプ政権は「トランプ2.0」とも呼ばれ、その政策に世界中が注目しています。トランプ米大統領2.0による「マッドマン・セオリー（狂人理論）」がスタートしてから、4ヶ月が経過しました。

以下、日経新聞の記事から引用しました。

【ギャンブル症の行動の特徴】

日経新聞の記事によると、精神科医の**帯木蓬生**（ははきぎ・ほうせい）さんの、「**ギャンブル脳**」（新潮新書）から引用すると、ギャンブル症者の行動の特徴は、下記の通りだそうです。

ギャンブル症者の行動の特徴	
①	遠い将来の損失が見込まれても、近い将来の利益を求める。
②	刺激を追及して、よりリスクのある選択肢を選ぶ。
③	結果の重大性と実現性を適切に評価できない。
④	予想と結果の誤差に関係なく、より刺激のある行動に固執する。

セロトニンやドーパミンなど脳内の化学伝達物質の均衡が変化して、こうしたことが起きるとのことです。

1月の就任以来

①	規格外の政策を繰り出し続ける。
②	イラン核施設への地下貫通弾の投下に踏み切る。

⇒ トランプ大統領に、刺激中毒の懸念はないのだろうか！

【最近の言動】

トランプ大統領の最近の言動には、妙な逸脱感があります。精神状態は大丈夫なのでしょうか。

最近の言動 ⇒ 妙な逸脱感

①	退屈そうなカナダでの主要7ヶ国首脳会議を途中で抜けてホワイトハウスに戻る。
②	米連邦準備理事会（FRB）のパウエル議長を「バカ」と呼ぶ。
③	「FRB」に自分自身を任命してもいいのだろうか。と、語る。
④	自身がノーベル平和賞に値する。と、語る。

精神科医の帯木蓬生の著書によると、「行為の反復によって形成された脳は、そう簡単に元通りにはならない。」と、云われます。

強い国の指導者が、追い求めるべきは、刺激よりも戦略性や自制心であると思われます。

大統領の任期は4年間です。まだ1年目が始まったばかりです。

トランプ大統領は、4月に定期検診を受けて、健康や認知力に問題はなかった。との、ことですが精神面も万全を期してほしいと思います。

《代表社員 笹谷 俊道》

線香花火は、関東と関西で違うのはご存じですか？

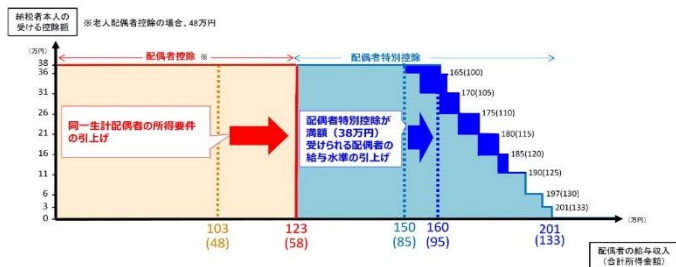
年収の壁

配偶者に関する「103 万円の壁」への対応

パート・アルバイトとして働く配偶者については、所得の大きさに応じて控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除※により、世帯の手取りの減少を気にせずに働くことができる制度となっていました。令和 7 年度税制改正により、配偶者特別控除が満額受けられる配偶者の給与水準が 160 万円に引き上げられました。

※配偶者特別控除の仕組み

配偶者の収入が 103 万円も超えても、一定額の収入（令和 6 年までは 150 万円、令和 7 年以降は 160 万円）までは控除が満額受けられ、さらにその一定額を超えても控除額が段階的に減少する仕組みとなっており、配偶者の収入が増えても世帯の手取りが逆転しない仕組みになっています。



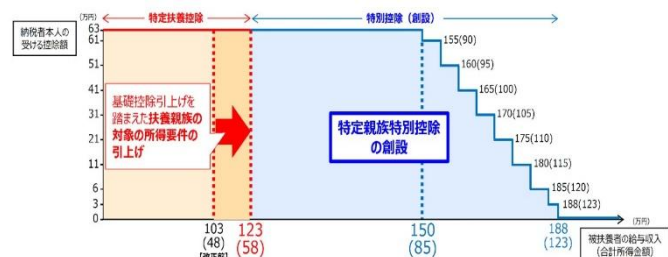
大学生年代の子等の親族に関する「103 万円の壁」への対応

令和 7 年度税制改正により、特定親族特別控除を新たに導入するなどの措置を講じ、大学生の皆さんなど、19～22 歳の方の収入が 103 万円を超えても世帯の手取りが減少しない仕組みとしました。

扶養基準の見直し

令和 7 年度税制改正により、扶養基準が 103 万円から 123 万円に引き上がりました。これにより、配偶者・大学生年代の子以外の方については、収入 123 万円までは扶養控除の対象となります。

また、扶養基準が引き上がることにより、これに連動して企業が支給する配偶者手当の支給基準も引上がる場合もあります。



「年収の壁」対策 | 首相官邸

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/nennsyuunokabe/index.html>

<河野>

特定親族特別控除の創設

特定親族特別控除が創設されました。この控除は、特定親族がいる場合、総所得金額等から特定親族 1 人につき、特定親族の合計所得金額に応じた金額を控除する制度です。

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の人をいいます。（給与収入だけの場合、年収 123 万円超 188 万円以下の人が対象です。）配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受けている人、白色事業専従者を除き、児童福祉法の規定により養育を委託された里子は含みます。

なお、親族の合計所得金額が 58 万円以下の場合、特定親族特別の対象とはなりません、扶養控除の対象となります。

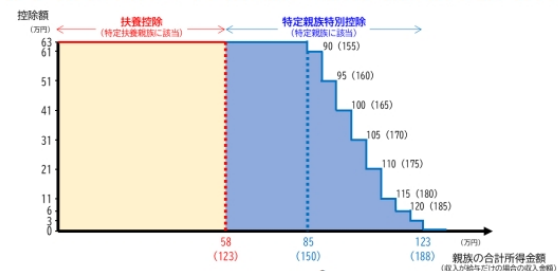
特定親族特別控除額

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))	特定親族特別控除額
58 万円超 85 万円以下 (123 万円超 150 万円以下)	63 万円
85 万円超 90 万円以下 (150 万円超 155 万円以下)	61 万円
90 万円超 95 万円以下 (155 万円超 160 万円以下)	51 万円
95 万円超 100 万円以下 (160 万円超 165 万円以下)	41 万円
100 万円超 105 万円以下 (165 万円超 170 万円以下)	31 万円
105 万円超 110 万円以下 (170 万円超 175 万円以下)	21 万円
110 万円超 115 万円以下 (175 万円超 180 万円以下)	11 万円
115 万円超 120 万円以下 (180 万円超 185 万円以下)	6 万円
120 万円超 123 万円以下 (185 万円超 188 万円以下)	3 万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【参考】居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合に受けられる控除】



令和 7 年年末調整時の留意点です。

令和 7 年 11 月までは、従前の源泉所得税税額表を用いて給与計算を行います。12 月に年末調整を行う際に、特定親族特別控除が適用されます。また、特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に『給与所得者の特定親族特別控除申告書』を提出する必要があります。

なお、所得金額の確認ですが、実際に給与を支給されている額（手取り額）でなく、年収から所得金額を把握する必要があります。

<森>

関東・・・火薬が和紙に包まれている「長手」が主流

関西・・・火薬がむき出しで塗られている「すぼ手」が主流